

京都の計量史から

計量士

西田 貢

1 京枡座と福井家

福井家は、同家に残されていた由緒書その他の資料によると、京都油小路通竹屋町下る橋本町に居住し、「枡座」の名のもとに京枡の製造・販売・検査を主たる業務とし、江戸幕府より営業独占の特権を与えられた家である。もともと大和国平群郡法隆寺村字福井を先祖の地とし、代々大工を家業とした。徳川家との関係は、大坂陣のときに中井大和守の配下として大坂に駆けつけ、作事などに奔走したことに始まるという。

その後、京都に上り、京都大工頭中井大和守配下の大工棟梁として、二条城普請など江戸幕府関係の事業に関与していた。枡関係業務に従事するのは寛永 11<1634>年の將軍徳川家光の上洛時に始まると伝える。なお、京保 8<1723>年以降は枡関係業務に専念しており、大工業は廃している。

そもそも徳川政権下における公認量器制作は、福井家と同じく中井大和守配下大工棟梁の山村与助が慶長から元和年間にかけての時期に、伏見において徳川家康から新しい規格の枡の製造を命ぜられたことに端を発すると伝える。山村与助は元和 2<1616>年に大坂に移住したので、その跡は大工棟梁の出水三左衛門が「枡御用」に任命された。出水の跡はやはり大工棟梁の鈴木源太夫が務めていたが、鈴木家が絶えたことにより、寛永 11 年に福井作左衛門が「枡御用」を拝命し、京都所司代板倉周防守重宗から基準となる「御本枡」を下賜された。この「御本枡」（1 升枡）の寸法は、既に当時標準枡として広く用いられていた京枡の規格、方 4 寸 9 分・深さ 2 寸 7 分に合致しており、寛永初期には規格が定められていたとするのが通説となっている。

ところで、「京枡」とはどのような枡なのかというと、秀吉が全国検地を行った際、各地の米の生産高を適確に把握するために、地方によりそれぞれ差がある枡の容量を一定にする必要性と、年貢米の増徴も狙って、手近の当時京都周辺で用いられていた納米用枡の中から大きいものを選び、基準として採用したことから、標準枡を京枡と称するようになったと言われている。

寛文 8<1668>年に福井家で製造する枡に「京枡」の焼印を附することが許され、翌 9 年には、京枡の規格が全国の枡の標準として江戸幕府から公認された。したがって、江戸枡座の樽藤左衛門においても、京枡と同一基準の枡を制作するようになった。これは、江戸幕府による強制的な統一というより、むしろ畿内の先進経済を背景に、京枡が事実上標準枡としての地位を得ていたことの追認であろう。また、その前後に東国 3 3 か国は樽家、西国 3 5 か国は福井家で製作した枡を使用するという分掌体制が一応できあがった。とは言うものの大名領国によっては、規格は京枡に合わせても、製造は自藩内で行うところもあり、完全な製造・販売の独占は不可能であったようである。

福井家の職掌に関して、京枡座という名称から、半ば官公庁的な役割を担ってきたとの見方もあるが、基本はあくまでも京枡の製造・販売という商工業者としての立場であった。しかし、場合によっては権益を守るために、幕府に対し権限の付与を求め、それが認められることもあった。それが「枡改め」である。

京枡の西国全域への普及は、寛文 9 年以降着々と進行したのであるが、所によっては京都町奉行焼印のない偽枡や、京枡以前に通用していた古枡が使われているような状況が続いていた。すなわち、故意と否とに拘わらず京枡座の権益を犯していたのである。このため京枡座では、幕府の「許可を得て、民間で使用されている枡の検査を実施した。規模や地域を変えて何度も行われたが、これを「枡改め」と呼び、計量史研究では徳川政権の量制統一政策の一環として重要視されている。

枡改めのうち、西国 35 か国全域を対象としたものは、安永 7 <1778> 年許可（以後はいずれも許可年）と文化 7 <1810> 年の 2 回実施されている。前者は安永 5 <1776> 年に江戸枡座が、東国 33 か国の改め許可を受けて実施したことに強く影響されているようであり、樽家に種々問合せをした文書が残されている。これより前、寛文 9 年には製造・販売の東西分掌が成立しているが、この安永 7 年の枡改め実施により、検査権にまで及んだ分掌が確立したのである。

ここで、「枡改め」について少々筆を加えておくと、幕府は枡座からの許可申請に対し、触書を出しただけでなく、かなり積極的に援助している。例えば、諸国に派遣される枡座の手代等の通行に対しては、町奉行からの伝馬役人に命じて、街道筋の間屋年寄たちによる人馬の調達をさせている。枡座の手代達は、現地に着くと先ず適当な場所を選定して枡改所とし、周辺の町年寄や総代たちに枡の検査を行うことを通知する。町年寄達は、地域内各戸の枡のすべてを集め、それぞれに所有者の住所、氏名を記した張り紙を付け、それに枡の種類や個数をまとめた届け書を添えて、指定された日に枡改所に提出する。

検査方法は、おそらく外観検査と寸法検査によったのであろう。枡座の製造したものであって変造・変形が無ければ検査済の焼印を押して返し、枡座製でないものは没収して役所に引き渡すことになっていた。

小規模な、地域を限定しての枡改めは、既に京保 14 <1729> 年にお膝もとの京都（洛中洛外）で実施されており、以後、京保 16 <1855> 年にかけて、京都をはじめ、伏見・大坂・摂津・河内・和泉・奈良・大和の各地で、地区によっては再度にわたり、延べ 8 回実施されている。西国 35 か国という広域を対象とした改め 2 回と合わせて、10 回にわたって実施したということになる。天領においてはともかく、藩によっては協力的で無いところもあり、枡改めの実情は必ずしも徹底したものではなかったと言われている。

明治維新後の福井家は、明治 8 <1875> 年の度量衡取締条例交付により、枡座としての特権的地位を失ったが、量器の製造と度量衡器類の販売業者として再出発し、有力な業者としてその地位を確立した。

福井家には、京枡座関係の古文書・枡・絵画などが多数伝えられていて、近世の量制史

を研究する上で、極めて貴重な資料とされている。これらの資料は、現在（有）福井度量器の代表取締役片山潤氏の所有するところであるが、福井家旧宅（京都市中京区油小路通竹屋町下る橋本町 479 番地）の取り壊しに伴い、京都市歴史資料館に寄託され、研究者により調査・研究が行われた。昭和 58 年には古文書・枡・絵図などの多数が京都市有形文化財に登録され、平成 2 年 3 月には古文書 2082 点のほか、枡・絵図など 57 点が国の重要文化財の指定を受けている。（引用文献）京都市文化観光局「福井家旧蔵京枡座関係資料調査報告書」（昭.63.3）小泉袈裟勝「枡」法政大学出版局

2 京枡座と神（じん）家

神家の由緒は同家の文書「神氏家記」によると、元は藤原姓で、天正年間、伊勢国白子に住み、神玄蕃頭と称して白子の城主であった。織田信長と数度にわたって戦ったが敗れ、その末子の善四郎だけは死を免れて京都に隠れ住み、後に室町家に仕官して秤座を免許されたと記されている。

神善四郎は、「器物の細工をよくし、後には秤（棹秤）の道を詳しくして、秤に美しい細工を施して売ること 시작했다。これがすこぶる絶妙な秤であったので洛中で大いに用いられた」（前記文書）とあり、神家による秤の制作はこの初代神善四郎から始まったとしている。

「三貨図彙」に「慶長年間（16 年・1611）に、大権現二条城への登御の砌、先祖豊後掾を召出され、お目見えの上、相変わらず京枡座免許を蒙り、御用仰せ付けられ、その後、元和元卯<1615>年 3 月、駿府へ召し出され、秤の儀御赦免にて、善四郎一人に仰せ付けられ、向後、別人の秤用い間敷き旨、御代官衆へ仰渡され、その節、諸秤相渡す可き旨仰を蒙り、依りて悉く諸秤御代官へ相渡候」とある。ここで「悉く諸秤御代官へ渡す」は神以外の秤は代官が没収するの意と解されている。神家の「由諸書」によると、この時「天下一」の称号も許されたと記されている。

慶長 16 年に豊後掾に任ぜられた初代に引き続き、二代目から四代目までも豊後掾、五代目は播磨少掾、六代目豊後掾、七代目播磨大掾より筑前介、八代目は豊後介に任じられている。元禄 11<1698>年には所司代に願い出て、夷川通西洞院東入泉町に 95 坪 3 歩余の屋敷地を

与えられ、それまでの居住地、二条通烏丸西入玉屋町を引き払い移転した。

善四郎の秤は「善四郎秤」の名のもとに広く知られ、京都・畿内はもとより全国に普及していたことは、寛永 18<1641>年頃に神家の出店が江戸に置かれていたことによっても明らかである。関東地区の秤については、すでに守随が秤座としての特権をもっていたにも拘わらず、江戸に善四郎秤の出店が置かれたのは、神家の秤特権の内容が「秤の儀、一人に仰せつけられるの旨にて、天下一御赦免」とあるので、日本全国の秤は神一人の製作に限るということになり、守随家の特権内容と矛盾することになる。神氏はこの文言を拠りどころにして江戸に出店を置き、善四郎秤の販売を行ったのであろう。幕政初期の統

制不徹底と、守随秤の生産が少なく、関東地方の需要に応じられなかったことなどによるものと思われる。しかし、両家とも家康から与えられた特権を申し立て、公訴するに至ったので、承応2<1653>年、幕府は全国66か国を東西に分けて、東国33か国を守随家、西国33か国を神家に管掌させ、権衡の統一的支配を図ったのである。江戸時代の衡制は、ここに守随家と神家の東西両秤座による秤と、後藤家分銅座の分銅の供給体制を確立し、世界にも類を見ない長い統一の時代を迎えたのである。そして、秤座は、秤の製作、修理及び販売の事業を独占し、更に「秤改め」つまり取締の権限まで持つことになった。

宝永5<1708>年、神家が京都町奉行に差し出した留書の中に「秤改めの儀、万治2<1650>年始まり、宝永4年まで、山城・大和・和泉・河内・摂津・播磨・備前・備中・備後・安芸・周防・長門・紀伊・淡路・阿波の15か国相すみ候事」とあって、秤改めは順次畿内から中国・四国地方へと進展して行った。そして、明治初年に至るまで、ほとんど連続的に行われた。

これらの事業は建前上幕府の仕事を代行する公用であるから、いろいろな特権が与えられていた。たとえば本座はもちろん、地方秤座（本座の出張所）でも苗字を名乗ることが許され、秤改めの場合にはもとより、名代役の出張にも公用人馬を使うことが許されていた。また、いつの頃かは明らかでないが、秤改めの際は帯刀さえ許されていたらしい。

秤改めの現場は随分仰々しいものだったようである。なにしろ公儀役人の名で前触れをして、数か村の秤を集めさせ、一本ずつ検査するだけでなく、修理や販売までするのであるから、人数も道具建ても相当なものになった。検査場は「御用場」と呼ばれ、秤改めの一行が到着すると、そこが天領であれば代官所へ、私領であれば陣屋へ届け出る。そして「秤改役所」あるいは「秤改出張」などと呼ばれた御用場の入口の両側に「御秤改所」と書かれた高張提灯をたて、入口には「御秤改所」又は「秤改出張」と書かれた札を下げ、改所の前には幕を張り回らした。なお、神家には「御用」と書いた旗もあったので、これも御用場に立てられたのであろう。秤改めの際、証文や道具を入れて持ってゆく背負箱が残されているが、それには大きな葵の紋がついている。言い伝えによると、この秤改めの格式は十万石だったという。

当時、「似せ秤」を作った者は、引廻しの上獄門、ただし、掛目に違いこれなきにおいては中追放（寛保2<1742>年「御定書百箇条」）という重罪であった。もちろんこれは秤座の権限でないが、秤改めで、悪く細工してあるものを発見した場合は、「吟味の上、御奉行に申し上げるべく候事」（神家の秤改めに際しての告示文）とされていたことから厳しい制度であったことがうかがわれる。

神家は、京都所司代の監督下にある特権町人として、毎年、年頭に江戸へ下り、將軍家に「御目見え・拝礼」を願い出て「御香具秤」を献上し、「御時服一重」を拝領することを寛永ごろから元禄16年まで恒例としていたが、翌17年からは隔年となり、拝領品も「御時服料御銀五枚」になっている。また、將軍の代替わりの際も、御祝いのため江戸に下るのが恒例であった。そして「禁裏様」（天皇家）へは、年頭・八朔の際に御礼に参上し、香

具秤をを献上して、御返しに「青銅二貫文」を受けるのを恒例としていた。(前記文書)そのほか、所司代の交代・秤改め願い出・秤改め終了・秤値上げの許可・家督相続の場合などに際しての、所司代や町奉行その他に対する儀礼が当主の毎日の日課の大部分を占めていたことが日記に残されている。

神家には、秤座関係の古文書のほかに善四郎秤各種・秤の制作用具・刻印・秤改所看板などが多数所蔵されていた。これらは屋敷内の土蔵に収納されていたのであるが、幕末の大火の際、神家に出入りの大工が迫りくる火炎の中、扉の隙間に土を塗り込めて収納物への類焼を防いだので焼失を免れた、ということをご当主(14代神千鶴子氏)から聞いたことがある。これらの資料は、近世衡制史研究上極めて貴重なものであり、現在京都市歴史資料館に寄託され、調査・研究が進められている。

(引用文献) 林 英夫「秤座」(吉川弘文館)
小泉袈裟勝「秤」(法政大学出版局)

3 明治時代の京都における度量衡器の製造

明治時代に入ってからの大改革で、度量衡の制度はどのように変わって行ったのか、あるいは、座制度が廃止された後、京都の度量衡器の製作はどのような状況であったのかなどについてのご参考までに、京都府誌の抜粋を掲載させて頂くことにした。

「京都府誌・(上)」(京都府編・大正4年) 抜粋

度器は中古以降一定の制律あることなく、徳川時代に至りても尚、座方の制を設くるに至らず、従って、寸法訛替し器法一様ならず、其の種類、夥多にして殆ど俚指に違あらず。其中、最も多く世に行はれたるものは、曲尺、享保尺、折衷尺、念仏尺、又四郎尺、鯨尺、呉服尺等とす。

明治三年、度量衡制の可否を諸省に下問し、大蔵省中改正掛を置き、初めて度量衡原器を選定し、同八年、太政官達第百三十五号を以て度量衡取締条例、度量衡種類表、度量衡検査規則等を府県に公達せり、是に於いて、枡座、秤座を廃止し、総て度量衡器の製作者、販売者には大蔵省より免許を与ふるに至れり。当時京都府にて免許を受けたる者、度器一人、量器一人、衡器一人なり。

明治十四年、其の主管を大蔵省より農商務省に移し、二十六年、新度量衡法を發布したり。其の制度の単位「尺」は曲尺の「尺」、即ち、大宝令中の小尺(和銅以後の大尺)を基として、徳川吉宗の造りたる享保尺と又四郎尺との中間数を以て伊能忠敬の作りたる折衷尺を採り、量の単位「升」は、所謂、古来京枡なるものゝ容積を採り、方四寸九分、深さ二寸七分とし、衡の単位「貫」は、秤座に於いて世々使用し来りたるものを採りたるものなり。

本府下に於いて其の製作者として免許を受けたる者、大正三年の調査によれば、度器三人、量器二人、衡器五人なり。即ち、度器としては竹製尺には塚本儀助あり、金属製尺には橘亀松、島津源蔵あり、量器としては木製枡には福井榎吉あり、玻璃枡には柳本富五郎

あり、陶磁器枱には入江道仙あり、桿秤には神嘉三郎、石田音吉、鈴木千代、吉川治平、松田弥太郎あり。台秤、上皿桿秤等は、鈴木、石田に於いて之を製し、天秤、分銅類は鈴木、島津。自働台秤、自働上皿秤は島津之を製す。即ち、各種の度量衡器は京都に於いて製作せられざるはなし。其中、特に名産として聞ゆるもの次の如し。

竹製尺 京都の竹製尺は、其の由来する所遠く、古より有名のものなり。蓋し、目盛の精巧なるのみならず、其の材料たる竹質堅緻にして弾力に富むを以てなり。竹製尺中の念仏尺は、徳川時代より京都に於いて盛んに製造せられたるものにして、其の由来を尋ぬるに、在昔、近江国伊吹山より念仏塔婆を掘出したことあり。其の塔婆に度目を刻みありしが、之を模して作りたるものといふ。其の寸法、享保尺、曲尺に大差なし。堀内某の祖、五条坂東大谷門前に住し、竹製念仏尺を作り精巧を以て聞ゆ。口碑に依れば、度目を刻するに当り口に念仏を断たず。製作者の信仰と、其の製造場の本願寺廟前に在りし為とに依り、諸国に其の名を広めたるなり。明治八年、度量衡条例の制定せらるゝや、度器の製作は、中川某の専売となりたる為、堀内某其の業を継続する能はず、止むなく、其の業を廃せり。中川某又、明治十一年廃業、平塚某之を継ぎ、新度量衡法の発布せらるゝや、平塚某廃業、俣野某、塚本某、製作の免許を受く。俣野は半兵衛と称し、当時、寺町三条に住し、塚本は儀助と称し、二条寺町に在り。其の記号に、俣野は「念仏尺」なる記号を用ひ、塚本は「ねむ仏」なる記号を用ふ。其の後、俣野は故ありて大阪へ転住し、現在、京都には塚本のみ今なほ盛んに其の製造を為しつゝあり。

蒔絵漆塗尺 現今、裁縫用尺として竹製尺の裏面に漆を塗り、蒔絵を施したるもの盛んに歓迎せられつゝあるは、もと、塚本儀助の先代の創製せるものなり。其の器の高尚優美なるより、貴顕紳士の令嬢等婚礼用尺に自家の定紋を蒔絵するあり。呉服商店等は商号、記号又は絵画を施し、広告用贈品として用ゆるあり。為に、次第に全国に流布するに至れり。

漆塗枱 漆塗枱は枱座の旧記によれば、同座開始以前、京都市中に使用せられたるものゝ如し。然れども、同座の開始と共に枱を弦懸枱と木地枱とに限定せる為、之を使用するものなきに至れり。明治二十六年、新度量衡法の発布せらるゝや、量器の製作者福井樞吉、酒、醤油、其の他の液用に便利なるを思ひ、之を試作せるに大いに世の歓迎を受け、爾来、木地枱の領域を奪ひ、今日にては、殆ど液用枱の七分は漆塗枱となれりと云ふ。

陶磁器枱 昔、京都五条坂辺に陶磁器を以て枱を作り、玩弄品として販売せるもの有りしと雖も、之を実用品として製作せるは、維新後、西洋医薬の使用広く、メートル系度量衡の輸入より熱煎剤調合上必要なるため、名古屋又は京都等に於いて之を製作せしに始まれり。然れども、未だ検定を受くるに至らず。明治二十六年、度量衡法の発布せらるゝや、物質の制限に陶磁器なき為に之を製作する能はず、浸剤器などの名称を以て密売密使用をなしつゝありしが、明治四十二年、法令改正の際、枱の物質に陶磁器を許されしを以て、京都にては入江道仙、製作免許を受け、今なほ之を製作しつゝあり。入江道仙は先代以来、蒸発皿、坩堝等の化学用陶磁器の製造家にして、其の作品は全国に有名なるものなり。

従って、陶磁器枡も材質優良にして目盛精確なり。

骨制桿秤 京都には秤座以来、骨桿の脱脂法に妙を得たる職工ありて、維新後には今井藤二郎、吉田平次郎等あり。従って、度量衡法の発布せらるゝや、其の金具師に松村留吉あり、目盛師に奥田鉄之助、園部貞三、高岡謙一等あり。其の製作品は優に全国を圧せり。